

保険会社の会社形態の違いとリスク管理、会計、 保険計理の関係について

(社) 農協共済総合研究所
調査研究部 主席研究員

いのぐち かつのり
猪ノ口 勝徳

-
1. はじめに
 2. 責任準備金に含まれる安全割増
 3. ソルベンシー・マージンの積立財源、会計処理
 4. 安全割増の設定方法と保険料、配当の関係
 5. おわりに
-

1. はじめに

保険会社は将来の保険金支払に備えて責任準備金を積み立てている。責任準備金は予定死亡率や予定利率等の計算基礎率を用いて計算されるが、これらの計算基礎率には適度の安全割増¹が組み込まれている。このことにより、例えば、当初想定していた死亡率を上回る死亡事故が発生したときや、当初想定していた利率を上回る運用収益が得られないようなときでも、保険金を支障なく支払えるように配慮した制度設計が行われている。

しかし、責任準備金がカバーするリスクは、通常の前測の範囲内のものとされており、安全割増で対応できる範囲には限度がある。死亡率の大幅な上昇をもたらす大地震やパンデミックの発生、逆ざやを生むような金

利の大幅な低下や株価の暴落等は、通常の前測を超えて（すなわち責任準備金の安全割増部分を超過して）発生するリスクに位置づけられ、これらのリスクに対しては、責任準備金ではなく、ソルベンシー・マージンで対応するものと整理されている。このように、保険会社は責任準備金とソルベンシー・マージンを積み立てることにより、保険者としての保障責任を果たしている。ちなみに、責任準備金は保険会社の負債の大宗を占めるものであり、ソルベンシー・マージンは、貸借対照表の純資産の部に含まれる資本金や基金等と、負債の部に含まれる危険準備金や価格変動準備金等で構成されている。

保険会社のリスク対応財源準備に関する基本的な考え方は以上のとおりであるが、具体的な細部の設計については、さまざまなバリ

1 例えば、死亡保険の予定死亡率については、期待値として算出される死亡率を一定程度上回る水準に予定死亡率が設定され、予定利率については、期待値として算出される利率を一定程度下回る水準に予定利率が設定される。

エーションが考えられる。例えば、責任準備金の安全割増については、IASB（国際会計基準審議会）での議論に見られるように、複数の考え方が提唱されており、一つの方法に収束されているわけではない。複数の考え方がある点については、後述するように、その保険会社が相互会社形態か、株式会社形態かといった会社形態に関連する要素があるものと思われる。

また、ソルベンシー・マージンの財源調達方法についても、相互会社と株式会社の間で相違が見られる。具体的には、相互会社の場合、調達財源は保険契約者（＝相互会社の社員）から払い込まれる保険料に求められる。すなわち、保険料を財源にして、責任準備金やソルベンシー・マージンを構成するさまざまな準備金が積み立てられる。これに対して、株式会社は株式を発行することにより、外部からの資本調達を行うことが可能である²。上述のとおり、資本金はソルベンシー・マージンの主要な構成項目の一つになっている。株式会社の場合でも、責任準備金の積立財源は契約者から払い込まれる保険料に求められるが、ソルベンシー・マージンは保険料だけでなく、外部資金も財源にできるのである。

保険会社の会社形態に関しては、ガバナンスのあり方や、配当に係わる契約者と株主の間の利益配分について論じられることが多いが、上述のとおり、リスク対応財源準備に関する考え方の面でも相違が見られる。わが国の生命保険業界は、戦後、相互会社形態の会

社が中心的な役割を担ってきた。しかし近年、株式会社形態の保険会社のウェイトが高まってきている。具体的には、金融、経済の国際化・自由化が進む中で、株式会社形態を採る外資系や損保系の生命保険会社の参入があった。また、国内生保市場の狭隘感が高まってきていることもあり、従来相互会社であった国内生保の中にも、株式会社化を実施した会社が出てきている。

このような株式会社形態の保険会社のウェイトの高まりを踏まえ、本稿では、会社形態の違いが、保険会社のリスク管理方法や会計処理、さらには契約者から払い込まれる保険料や契約者配当の計算等保険計理制度にどのような影響を与えるのかといった点を整理するとともに、若干の考察を行ってみることにしたい。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. 責任準備金に含まれる安全割増

(1) IASB の公開草案の提案内容

IASBでは長期にわたり保険契約に関する会計基準を検討しているが、2010年には公開草案が公表されている。これによると、責任準備金の測定を次のように規定している。

当初測定

17 保険者は、当初、保険契約を次の合計額で測定しなければならない。

2 相互会社には、株式会社の資本金に相当するものとして基金制度が設けられているが、基金は一定期間経過後に拠出者に返済することになっていることから、基金は負債的な色彩が強く、株式会社の資本金とは性格が異なっているものと考えられる。

- (a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除したものの期待現在価値。ただし、当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響について調整を行う（履行キャッシュ・フローの現在価値、第22項参照）
- (b) 契約開始時の利得を排除する残余マージン。残余マージンは、(a) の金額がゼロより小さい場合（すなわち、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値より小さい場合）に生じる。

当規定の (a) の「履行キャッシュ・フロー」に含まれる「当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響について調整を行う」部分 ((b) では「リスク調整」と表現されている) が安全割増である。なお、(b) の「残余マージン」は、保険契約締結時点で利益が計上されることがないようにするためのものであり、安全割増とは別の考え方によるものとされている³。

次に、履行キャッシュ・フローに関する規定を見てみよう。

履行キャッシュ・フローの現在価値

22 履行キャッシュ・フローの現在価値は、次のビルディング・ブロックから構成される。

- (a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除したもの

の、明示的で、バイアスのない、確率で加重された見積り（すなわち、期待値）（第23項から第25項）

- (b) 当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率（第30項から第34項）
- (c) 将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響の明示的な見積り（リスク調整－第35項から第37項）

すなわち責任準備金は、「(a) 将来キャッシュ・フローの期待値」に「(c) リスク調整」を加え、それを「(b) 割引率」で割り引いて計算することになる。なお当規定では、「(a) 将来キャッシュ・フローの期待値」を「(b) 割引率」で割り引いてから「(c) リスク調整」を加えるように読めるが、現行実務では、割引を行う前にリスク調整（安全割増）を加算する方法が一般的であると思われる。両者に本質的な差異はないであろう。

さらに、リスク調整の具体的な手法等について、付録Bで詳しく規定している。このうち、本稿での議論に関連する規定を拾い上げると、以下のようになる。

リスク調整を見積る技法

B73 保険者は、リスク調整の見積りに関して次の技法のみを使用しなければならない。

- (a) 信頼水準（B75項からB79項）
- (b) 条件付きテール期待値（B80項からB83項）
- (c) 資本コスト（B84項からB90項）

3 IASBではリスク調整と残余マージンを別のものとして捉えようとしているが、FASB（米国財務会計基準審議会）は両者を1つのものとした複合マージンとして捉えようとしている。

信頼水準

B75 信頼水準技法は、実際の結果が特定の区間内となる可能性を示す。信頼水準技法は、バリュー・アット・リスク (VaR) と呼ばれることがある。国際アクチュアリー会のペーパー「保険契約のための負債の測定：現在の見積り及びリスク・マージン」は、リスク調整を見積る上での信頼水準の使用について、次のように説明している。

選択した期間にわたり、実際の結果が、負債額 (リスク [調整] を含む) を下回る確率が、目標の信頼水準と等しくなるように、期待値に加算しなければならない追加額によって、信頼水準に基づく [リスク調整技法] は、不確実性を示す。

条件付きテール期待値

B80 条件付きテール期待値 (conditional tail expectation : CTE) (tail conditional expectation 又は tail value at riskとも呼ばれる) 技法は、VaRを強化したものである。CTE技法は極度の損失の期待値をリスク調整の測定に織り込むことにより、VaRよりも潜在的な極度の損失をより良く反映する (分布が特に非対称とならない場合、信頼水準技法がリスク調整の目的を満たすかもしれない)。～ (略) ～

B81 例えば、信頼水準75パーセントを超えるCTE (CTE (75) と示す) とは、保険金の分布の高位25パーセント (すなわち、テール) に位置する全結果の期待値である。このケースにおけるリスク調整は、CTE (75) での保険金の期待値から、全体の確率分布に対する保険金の期待値 (すなわち、平均値) を控除したものと計算される。

資本コスト

B85 保険契約を履行するために、保険者は十

分な額の資本を保有及び維持する必要がある。保険者が十分な資本を保有しない場合、保険者は自身の義務を履行することができないかもしれない、保険契約者は自身の保険契約を解約する可能性が高くなる。

B86 保険者は資本コスト技法を次のように適用する。

(a) まず、保険者は、キャッシュ・フローに関する確率分布の見積りを導き出す。

(b) 次に、保険者は、その分布から信頼水準を設定する。当該信頼水準は、保険者が既存の保険契約に基づいて自身の義務を履行できる高い確実性を示すよう意図されている。当該信頼水準における金額と全体の確率分布における保険金の期待値 (すなわち、平均値) との差額は、保険者が既存の保険契約のポートフォリオに基づく自身の義務を、それらの契約に関連しないリスク要因は無視して、履行することができるという、高い確実性に対応する資本額を示す。

(c) 最後に、保険者は以下によりリスク調整を見積る。

(i) 当該資本に対して契約の期間にわたって、適切な年利の形式で要因を適用する。

(ii) 資本が将来期間において保有されるため、貨幣の時間価値についてさらなる調整を行う。

以上のとおり、具体的なリスク調整 (安全割増) として、3つの方法が規定されている。このうち、どの方法を選択するかによって、安全割増の金額が異なってくる。このため、責任準備金の金額も異なってくる。責任準備金は通常の予測の範囲内のリスクに備えるものとの考え方に基づくものと整理されており、その金額に差異が生じるのは奇異な感じがしないでもないが、この差異の理由につい

て、考えてみたい。

リスク調整の3つの方法の相違点は、責任準備金の中に信頼水準を満たすために必要な金額を含めるのか、信頼水準を満たすために必要な金額は責任準備金とは別の形で準備し、その金額を調達するのに必要なコスト（資本コスト）を責任準備金に含めるかの違いである。信頼水準法と条件付きテール期待値法は、責任準備金の中に信頼水準を満たすために必要な金額を含める手法である。この両者の違いは、信頼水準を超える確率分布への備えを不要とするのか（信頼水準法）、信頼水準を超える確率分布の平均値を超える確率分布への備えを不要とするのか（条件付きテール期待値法）の違いであり、どちらの方法も、あらかじめ定めておいた信頼水準を満たすために必要な金額を責任準備金に含める点に違いはない。このため、議論を簡便にするために、今後「信頼水準法」という用語は、「条件付きテール期待値法」を含むものとして使用する。

続いて、資本コスト法について見てみよう。この方法で責任準備金に含めるのは、信頼水準を満たすために必要な金額そのものではなく、信頼水準を満たすために必要な金額を調達するためのコストである。この方法では、信頼水準を満たすための金額は責任準備金とは別の形で準備されることが前提になっている。

さて、信頼水準法による責任準備金と資本コスト法による責任準備金を比較すると、積

立金額はどちらが大きいと考えられるだろうか。おそらく信頼水準を満たすために必要な金額そのものを含む信頼水準法による責任準備金のほうが、信頼水準を満たすために必要な金額の調達コストを含む資本コスト法による責任準備金よりも、積立金額は大きくなるだろうと考えられる。だからといって、信頼水準法による会社のほうが資本コスト法による会社よりも健全性が高いということではない。資本コスト法による会社は、責任準備金以外の形で信頼水準を満たすための金額を保有しているので、その金額も含めて健全性のレベルを判断することが必要である。

（2）会社形態と責任準備金の安全割増（リスク調整）の関係

次に、リスク調整の方法と会社形態の関係について考えてみたい。既述のとおり、相互会社は保険契約者（＝社員）から払い込まれる保険料以外の資金調達手段が限られている。基金は株式会社の資本金に当たるものと言われているが、一定期間経過後に拠出者に返済するため、負債的な色彩が強い⁴。このように外部の資金で信頼水準を満たす金額を準備することが容易ではないことから、相互会社の責任準備金に含まれるリスク調整は、信頼水準を満たすために必要な金額とすることが自然であると考えられる。すなわち、相互会社の場合、信頼水準法による責任準備金を積み立てることが自然であると考えられる。責任準備金を積み立てるための原資は、

4 また、基金償却時に積立を求められる基金償却積立金は、保険料から生み出された剰余金を財源にすることになるので、基金の実質的な拠出者は、保険契約者（＝社員）であると言えよう。

保険契約者（＝社員）から払い込まれる保険料なので、相互会社の保険料には、信頼水準を満たすために必要な金額が含まれていないなければならない、ということになる。

一方、株式会社では、株式発行による外部からの資金調達が可能なので、信頼水準を満たすための金額を資本金で準備できる場合には、責任準備金に含まれるリスク調整は資本コストでよい、すなわち資本コスト法による責任準備金積み立てでよい、ということになる。責任準備金の積立原資は契約者から払い込まれる保険料なので、この場合、保険料に含まれるのは、信頼水準を満たすために必要な金額そのものではなく、信頼水準を満たすために必要な金額を別途調達するためのコスト、ということになる。したがって、信頼水準法を採用する会社に比べ、保険料の水準は低くなる可能性が考えられる。

すなわち、相互会社の場合、信頼水準を満たすための金額を保険料に含んだ形で保険契約者（＝社員）から調達するのに対し、株式会社では、信頼水準を満たすための金額は資本金の形で投資家から調達し、保険契約者は、その保険会社に出資した投資家に支払う資本コストに見合う金額を保険料に含んだ形で負担することになるのである。もっとも、株式会社の場合であっても、信頼水準法による責任準備金を積み立てることもあり得よう。たとえば、信頼水準を満たすために必要な金額を資本金で十分に確保できないケースがあれば、信頼水準法による責任準備金を積

み立てることが必要になる。この場合、保険料の中に、信頼水準を満たすための金額そのものを含ませることが必要になるだろう。

なお、わが国の保険業法の標準責任準備金制度において用いられる標準生命表は、粗死亡率（期待値）に 2σ （ σ は標準偏差を表す）の安全割増が加えられている。このことから、標準責任準備金は97.7%の信頼水準法を用いた生命表を使用しているものと理解できる⁵。相互会社のウェイトが高いわが国の状況を踏まえると、現在の標準生命表は健全性確保の観点から適切なものであると考えられる。ただし将来的に、株式会社形態の保険会社に資本コスト法の採用が認められるようになるのであれば、その会社の責任準備金計算に用いる生命表の安全割増の方法についての検討が必要になることもあり得るのではないかと考えられる。

3. ソルベンシー・マージンの積立財源、会計処理

以上述べてきた責任準備金は、通常の子測の範囲内のリスクに備えるためのものである。このため、死亡率の大幅な上昇をもたらす大地震やパンデミックの発生、逆ざやになるような大幅な金利の低下や株価の暴落といった通常の子測の範囲を超えて発生するリスクに対しては、ソルベンシー・マージンで対応することになる。ソルベンシー・マージンは、貸借対照表の純資産の部の資本金や基金等と、負債の部の危険準備金、価格変動準備

5 標準責任準備金の計算に用いる予定利率についても、直前の一定期間のリスクフリー金利（10年の利付国債の応募者利回り）から、金利水準に応じて一定のディスカウントを行って決める方法が適用されており、予定利率にも安全割増要素が含まれているものと理解できる。

金等で構成される。これらの積立財源の調達方法について整理してみたい。

まず、負債の部に属する危険準備金、価格変動準備金について考察する。上記2で見たように、保険料には支払保険金額の期待値を上回る安全割増部分が含まれている。安全割増の金額については、信頼水準法による場合は信頼水準を満たすために必要な金額が含まれているし、資本コスト法による場合は信頼水準を満たすために必要な金額を調達するためのコストが含まれている。

各年度の実績保険事故発生率は期待値の近辺で変動するものの、複数期間を通して観察すれば、毎年期待値どおりに推移するものと想定しても差し支えないだろう。このため、保険会社は保険料に含まれる安全割増相当分を利益に計上できるものと考えてもよい、ということになる。ただし、これらの利益は全額が各年度の決算で剰余金として計上され、剰余金処分の対象になるのではなく、その一部は危険準備金、価格変動準備金といったソルベンシー・マージンの積立に使われる。

保険業法では、危険準備金、価格変動準備金は負債の部で計上することが求められており、その積立額は損益計算書において費用として会計処理される。保険料に含まれる安全割増部分を全額剰余金に計上し、剰余を社外流出した結果、健全性を危うくするような事態を招くことを防止するために、これらの準備金を負債の部で積み立てることにしているものと理解できる。

危険準備金、価格変動準備金は、保険業法で毎年の繰入下限と累積の積立上限が定められている。財源を保険料に含まれる安全割増

部分に求める以上、負債勘定とはいえ、一意的に金額が決まるルールではなく、上限と下限を備えた、ある程度幅を持った積立ルールが馴染むということであろう。このため、毎年の繰入額や積立残高がその保険会社が保有するリスク量と直接的に関係しているわけではない。保険会社は自社のソルベンシー・マージン比率の水準、毎年の収支状況等を見ながら、危険準備金、価格変動準備金の繰入額、積立水準を決定することになる。併せて、保険料率を設定するとき、保険料に適切なソルベンシー・マージンを積み立てるための安全割増部分を含ませることの検討も必要であろう。

ところで、以上の話は信頼水準法を用いる会社の場合によく当てはまる。しかし、資本コスト法を用いる会社の場合は、必ずしもうまく当てはまらない。というのも、資本コスト法の場合、保険料に含まれる安全割増部分は、信頼水準を満たすために別途調達された資本の調達コスト部分であり、当該信頼水準を満たすための資金が株主資本である場合、安全割増部分は剰余金に計上し、剰余金処分を経た上で、株主配当として出資者に支払わなければならないからである。

この場合、安全割増部分は資本調達コストに費やされ、純保険料部分（保険料から付加保険料を差し引いた、保険金支払に充てられる部分）から安全割増部分を除いた金額は長期的には保険金支払額と収支相等するため、保険料には危険準備金、価格変動準備金の積立財源に用いることができる部分は含まれていない、ということになる。したがって、危険準備金、価格変動準備金に相当する資金

は、株主資本等の外部資金を調達することで確保することが必要になる。

このことは、将来、資本コスト法を採用するようになれば、当該会社に対しては、現在の危険準備金、価格変動準備金に関する規制を見直す必要がある可能性を示唆するものであると言える。具体的には、資本コスト法を用いるときは、負債勘定としての危険準備金、価格変動準備金の積立規制は不要になるとともに、これらの準備金に相当する金額も含んだ十分な金額の資本調達が行われるような規制が行われる(この部分はソルベンシー・マージン規制で対応することになるのかもしれないが)、といったようなことが考えられるのではないかと。なお、信頼水準法を用いる場合、ソルベンシー・マージンの積立金額が当該保険会社の保有リスク量に直接関係しているわけではないと述べたが、資本コスト法の場合は、必要とする資本金額をいつでも資本市場から調達できるのかという問題は残るものの、リスク量に関連したソルベンシー・マージンを調達、確保することは可能と考えられる。

次に純資産の部に属する資本金、基金について考察しておきたい。資本金は、言うまでもなく外部の投資家から資金を調達するものであり、この部分に保険契約者が直接関係することはないと考えられる。基金については既述したように、外部の投資家から資金を調達するものであるが、一定期間経過後に出資者に払い戻すとともに、調達した基金と同額の基金償却積立金の積立が必要となる。このため、基金は負債的な色彩を強く持ったものであると言える。また、基金償却積立金の財

源は、毎年の剰余金が源泉になることから、この部分の財源負担は保険契約者(=社員)が負っていると考えるほうが素直であろう。

以上のことから、信頼水準法を用いる会社(相互会社が想定できる)は、基本的には責任準備金、ソルベンシー・マージンのすべてを保険契約者(=社員)が負担することになるものと考えられる。一方、資本コスト法を用いる会社(主に株式会社が想定できる)は、保険契約者が責任準備金の積立財源と、別途調達した資本金(ソルベンシー・マージンに相当する)の調達コストを負担し、ソルベンシー・マージンは資本市場の投資家が資金の出し手になるものと考えられる。

4. 安全割増の設定方法と保険料、配当の関係

ここまで、責任準備金のリスク調整の方法、すなわち安全割増の設定方法と、責任準備金積立水準、ソルベンシー・マージン積立財源の調達方法、会計処理等について見てきた。また、保険契約者から払い込まれる保険料の構成要素についても見てきた。以下では、さらに一歩進め、安全割増の設定方法と保険料、契約者配当との関係について考えてみたい。

まず保険料については既述のとおり、支払保険金額期待値部分(予定粗死亡率部分)は、信頼水準法、資本コスト法のどちらの方法でも同額になるだろうが、それに加算する安全割増部分について、ソルベンシー・マージン積立財源を含む信頼水準法を用いるケースのほうがソルベンシー・マージン財源調達コストを含む資本コスト法を用いるケースのもの

を上回るようになる。

次に配当について考察してみたい。実際の支払保険金額（実際死亡率）が保険料に含まれる支払保険金期待値額（予定粗死亡率）と一致するものと仮定すると、安全割増部分が保険会社の手許に残ることになる。信頼水準法を用いる場合は、このうちの一部をソルベンシー・マージンに繰り入れ、その他の部分が配当可能剰余になる。なお、ソルベンシー・マージンに繰り入れられた金額は、当該契約が消滅したときには保険会社内に留保する必要がなくなるので、保険契約消滅時に配当可能剰余になる。この部分は保険契約消滅時に消滅時配当の形で契約者に還元することが考えられる。

一方、資本コスト法を用いる場合は、保険会社の手許に残る金額は資本コスト相当額であり、この部分は剰余金に計上した上で、株主配当財源として処分することになる。したがって、この場合、契約者配当に充てることのできる財源は確保できないことになる。このような保険商品は、無配当契約として設計することが自然であろう。

これまでも随所で触れてきたことであるが、信頼水準法は相互会社に馴染みやすい方法であり、資本コスト法は株式会社にも馴染みやすい方法であると言えよう。実際、相互会社は、保険料は比較的高額であるが、契約者（＝社員）配当での還元を前提とした有配当保険契約を取り扱っているし、株式会社は契約者配当を行わない、保険料が比較的低額な

無配当保険を取り扱っている⁶。この両者の違いは、外部からの資金調達を前提とする会社形態を採るのか（株式会社）、外部からの資金調達を前提としない会社形態を採るのか（相互会社）の違いに起因するものと理解することができる。

このように考えてくると、相互会社の保険料には、株式会社の株主出資に当たる部分（ソルベンシー・マージンに充当される部分）が含まれていると理解することができる。そして相互会社は、その部分を、契約者（＝社員）配当を通じて、契約消滅時に契約者（＝社員）に還元する機能を有していると言える。このため理想的には（すなわち、契約者（＝社員）配当が100%還元される場合には）、相互会社の契約者（＝社員）の実質負担（保険料から配当を差し引いた金額）は、実際死亡率（ここでは「実際死亡率＝予定粗死亡率」と仮定した）部分になる。

一方、株式会社では、ソルベンシー・マージンに充当される部分は株主が出資するので、保険料には粗死亡率に当たる部分と、株主の出資に対する調達費用（資本コスト）部分が含まれることになる。これを相互会社の契約者（＝社員）の実質負担と比較すると、株式会社の契約者は資本コスト分だけ多く負担していることになる。これは、保険料負担面で相互会社の契約者（＝社員）よりも小さく済ませ、その代わりにソルベンシー・マージン部分を株主からの出資に求めているために、保険料にそのための調達コストを含める

6 もちろん、現在の保険業法では相互会社も一定の限度内での無配当保険の取扱いが認められているし、株式会社が有配当契約を取り扱っている例もあるが、議論の簡便化のために、ここでは相互会社は有配当契約を取り扱い、株式会社は無配当契約を取り扱うものとして議論を進めている。

ことが必要になるからである。いわば自分の資金を用いる代わりに、他人の資金を借りたということになり、そのための金利負担が生じた、ということである。

なお、株式会社の契約者が、同時にその会社の株主であるとする、保険料に含まれる資本コスト分を株主配当として受け取ることができるので、相互会社の契約者（＝社員）と同じ実質負担になることが理解できる。つまり、資本コストが市場水準に照らして適切な水準に決められているのであれば、保険契約者の実質的なコストは相互会社であっても株式会社であっても変わらないということになるのだろう。

ただし、以上の議論は、相互会社が安全割増部分について、配当として100%還元する場合の議論であることに留意が必要である。このことから、相互会社にとって、契約者（＝社員）配当が重要な要素であることが理解できよう。

なお、保険契約、特に生命保険契約は長期契約が主流なので、さらに留意すべき点がある。それは保険契約締結後の実際死亡率の変化である。戦後これまで死亡率は一貫して低下傾向を示してきた。このことにより、保険料計算に用いられる粗死亡率と実際死亡率に差が生じることがあった。この差が生じた場合、相互会社（有配当契約）では、契約者配当として還元されている。

一方、株式会社（無配当契約）では契約者に配当で還元することはできないので、この差が保険会社内部に留保されたり、株主配当の財源に使用される可能性が考えられる。これは、保険契約者にとって、相互会社のほう

が株式会社よりも有利な点である。一方、上述のとおり、相互会社の保険料の安全割増部分について、相互会社の配当還元が十分でなければ、その点は株式会社が有利になる。このため、相互会社が基金償却積立金を含む内部留保と配当をどのようにバランスさせていくのかが、重要な課題になっていると言えよう。

5. おわりに

わが国では、特に生命保険会社の場合、戦後の長い期間、相互会社が大半を占める状態が続いてきた。このため、これまでは保険会社のリスク管理制度、会計制度、保険計理制度等に関しては、保険業法の規定を始め、さまざまな事項の検討にあたり、暗黙のうちに相互会社を前提に進められてきたのではないかと考えられる。しかし今となつては、会社数では株式会社が多数を占めており、さらに大手生命保険会社においても株式会社化が実施されるという時代を迎えている。また、海外ではもはや株式会社形態の保険会社が主流となっており、このため、IASBやIAIS（保険監督者国際機構）の議論では、わが国での議論とは逆に、株式会社であることを前提にしたものになっているのではないかと感じられることもしばしばである。わが国のリスク管理制度、会計制度、保険計理制度も、このような環境変化の影響を受けるようになっていくと考えることができるのかもしれない。

これまで述べてきたように、相互会社と株式会社では、責任準備金に含まれる安全割増の方法、ソルベンシー・マージンの資金調達方法といったリスク管理の方法や会計処理方

法が異なる可能性がある。このため、それぞれに相応しい責任準備金規定や諸準備金規定が必要であるとの考え方もあり得る。また、そのことが保険料や配当の考え方にも影響を及ぼすものと考えられる。これからのリスク管理制度、会計制度、保険計理制度等のあり方について、これまでのように相互会社であることを前提とするのではなく、株式会社も明確に意識した検討が求められるようになってくるだろうと思われる。

一方で、IASBが検討を進めている保険の国際会計基準では、危険準備金や価格変動準備金を負債の部に計上することは認められていないが、これは、IASBが想定している保険会社が資本コスト法を用いる株式会社である可能性があることを示すものであるかもしれない。IASBが開発する会計基準が、資本市場に参加する投資家を念頭に置いたものである以上、それは自然なことかもしれない。

しかし、基本的には外部資金の取入れを行わず、保険契約者が払い込む保険料に財源を求めつつ、信頼水準法を用いる相互会社に対しては、安全割増部分を財源とする危険準備金や価格変動準備金を負債の部で計上することを禁じるよりも、これらの準備金を負債の部に計上することを求めるほうが、当該割増部分に相当する額をすべて剰余金に計上し社外流出した結果、健全性を危うくするような事態を招く可能性を小さくできるものと考えられる。すなわち、相互会社にとっては、負債の部に危険準備金や価格変動準備金を計上するほうが、会社形態に即した適切なリスク管理方法であるとも考えられるのである。併せて、当該部分が契約者配当として還元され

ることが重要であることは言うまでもない。

投資家にとって有用な情報を提供することはもちろん重要なことであるが、保険契約者保護の観点からも有用なリスク管理制度、会計制度、保険計理制度の検討が望まれるところである。このためには、会社形態によって、リスク管理制度、会計制度、保険計理制度が異なることがあってもよいのではないかと感じるところである。

参考文献

- ・IASB「Exposure Draft;Insurance Contracts」2010年8月
- ・日本アクチュアリー会ERM委員会「国際アクチュアリー会 アクチュアリーによる包括的リスク評価 (CARE) に関する報告書」『日本アクチュアリー会会報別冊第255号』2011年6月
- ・日本アクチュアリー会ERM委員会「国際アクチュアリー会 経済資本に関する専門ガイド」『日本アクチュアリー会会報別冊第256号』2011年6月
- ・森本裕司編著『【全体最適】の保険ALM』金融財政事情研究会 2011年7月
- ・有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ編『IFRS保険契約』清文社 2011年9月